

※事務員、車上運動員等に報酬を支払う場合に届け出る書類です。

書 出 屈

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給するものを次のとおり届け出ます。

令和8年9月20日

北茨城市長選挙

候補者氏名 **北茨城 太郎**

北茨城市選挙管理委員会委員長 高 星 秀 穂 様

氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する期間	備 考
中妻 洋子	北茨城市華川町中妻△△番地	40	女	事務員	9月20日～ 9月26日	
才丸 一男	北茨城市関本町才丸△△番地	55	男	事務員	9月20日～ 9月26日	
大津 七郎	北茨城市大津町△△番地	45	男	事務員	9月20日～ 9月26日	
里根 和雄	北茨城市関南町里根川△△番地	29	男	事務員	9月20日～ 9月26日	
桜井 花子	北茨城市中郷町下桜井△△番地	25	女	車上運動員	9月20日～ 9月26日	
大塚 一美	北茨城市磯原町大塚△△番地	30	女	車上運動員	9月20日～ 9月26日	
平潟 三夫	北茨城市平潟町△△番地	38	男	車上運動員	9月20日～ 9月26日	
水戸 五郎	水戸市笠原町△△番地	45	男	車上運動員	9月20日～ 9月26日	
	市外、県外の方でも可能です。 18歳未満は不可					

備考

- 1 「使用する者の別」欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者あっては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 すでに届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出する場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

【報酬を支給する者の届出について】 手引 P.216～220

- 1 選挙運動に従事する者のうち、次の者に限り、この届出書を提出することで報酬を支給することができます。

- (1) 選挙運動のために使用する事務員（事務員）
- (2) 専ら車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）
- (3) 専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）
- (4) 専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）



- 2 次の者は届出書には記載しません。

- (1) 一般の選挙運動員 } →報酬を支給できないため。
 (2) 総括責任者、出納責任者及び親族 }
 (3) 選挙運動のために使用する労務者 →報酬を支給できるが、届出は不要のため
 (4) 選挙運動用自動車の運転手 →公費負担の対象となり、別途届け出のため

- 3 人数、年齢等の制限を確認してください。

- (1) 人数 1日当たり12人(期間内を通じて異なる者60人)まで
- (2) 年齢 18歳以上であること。(18歳未満は選挙運動ができない。)
- (3) 住所 特にないため、市外・県外の方でも結構です。

- #### 4 報酬額の上限

- (1) 事務員 1日当たり 15,000円まで
- (2) 車上運動員他 1日当たり 20,000円まで

※ 超過勤務手当は支給できません。

◎ 用語の解説

① 選挙運動に従事する者とは

一般の選挙運動員（例えば、電話かけや街頭演説でビラの配布を行うなど、選挙人に直接働きかける行為を行う者）、事務員、車上運動員（ウグイス嬢）など

※ 一般の選挙運動員に報酬を支払えば、買収と認められるおそれがあります。

② 選挙運動のために使用する **労務者**とは

選挙運動を行うことなく、選挙運動に付随して行う単純な機械的労務に従事する者（例えば、葉書の宛名書き及び発送、ポスター貼り、自動車の運転などを行う者）

※ 単純な機械的労務のみに従事する者へ報酬を支給することは可能です。

ただし、同日に選挙運動にも従事する場合は、その日に限り報酬を支給できません。